

# 令和8年度 須西小学校いじめ防止基本方針

## 1 目的

- いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- すべての児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消について組織的に取り組む。

## 2 組織

- いじめ不登校対策委員会  
全職員で構成する。

## 3 いじめ防止のための手立て

- 児童理解と観察
  - ・ 学校生活の中で、いつもと様子が違ったり、ふさぎ込んだりしている児童がいかなど気をつけて、児童の表情・態度をよく観察し、必要に応じてよく話を聞く。
  - ・ 休み時間に一人でいたり、グループ活動を嫌がったりする児童がいかなど、孤立しがちな児童をよく観察する。
- いじめアンケートの実施と相談活動
  - ・ 年度内に2回、「いじめアンケート」を実施し、児童の思いや悩みの把握に努める。その後、学年・学級指導や全児童を対象とした個人面談を行い、早期発見と早期解決を図る。保護者からも情報収集を行う。
- 情報交換
  - ・ 「いじめアンケート」後に、全職員参加で「いじめ不登校対策委員会」を開き情報交換を行う。アンケート以外でも情報が得られた場合は職員間で共有する。
- スクールカウンセラーによる相談活動を行う。

## 4 いじめが発見された場合の対応

- 初動の対応
  - いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員は、生徒指導主任及び学年主任に報告する。生徒指導主任は、いじめ対策委員会の職員に報告するとともに、校長から今後の対応についての指示を受ける。
- いじめ対策委員会の協議
  - いじめ対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。
- 実態把握・解消に向けての対応
  - いじめ対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、生徒指導主任を中心にして実態把握・解消に向けて、組織的に対応する。
- 事後の支援
  - 被害児童についても加害児童についても、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。いじめが解決したとなる目安は3か月なにも起こらないこと。

## 5 重大事態への対応

- 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会の指導助言のもと対応に当たる。

## 6 その他

- 月初めに前月のいじめの報告書を教育委員会に提出する。